

# 工場および手工業の管理に関する法律

## 工場および手工業の管理に関する法律

### 第1章 一般規定

#### 第1条

当法律はカンボジア王国内において産業・鉱業・エネルギー省の管轄下にある全ての工場及び手工業に対して適用されるが、他関係省庁の管轄権に影響を及ぼすものではない。

#### 第2条

当法律に定める工場及び手工業とは、原材料または半加工品を新しい製品に製造加工する、または組立て、修理、検査、梱包、充填、メンテナンス、保管、市場の需要に応じた改良といったその他の活動を行う建物、場所または車両を指す。

#### 第3条

産業・鉱業・エネルギー省の指導管轄下に置かれる工場及び手工業は以下の通り。

1. 食品、飲料、タバコ
2. 織物、衣料、皮革製品
3. 紙製品
4. 化学、ゴム、プラスチック製品（石油・ガス産業を除く）
5. 非金属鉱石を原材料とする製品
6. 基礎金属
7. 組立金属製品、機械、設備
8. その他、宝飾品、装飾品、楽器、スポーツ用品、玩具、オフィス用品製造

### 第2章 設立と操業

#### 第1節 工場

#### 第4条

第3条に定められた業種の工場の設立にあたっては、関係部署の承認のもと産業・鉱業・エネルギー省より認可を要する。

工場の設立は、以下の事項を目標とする。

- 場所及び工場操業に使用する建物の建設準備
- 工場操業に使用する機械を設置する建物の建設準備
- 工場操業に使用する建物、場所または車両への機械の設置
- 工場操業に使用する原材料

## 第5条

工場所有者は当法に従うものとし、自然人または法人である。工場所有者は自身によって工場を運営することも、別の者にその代理として運営を委任することもできる。しかし、いかなる場合においても、工場所有者は工場のあらゆる活動および消費者に対してその製品の品質を、法的に責任を負うものとする。

## 第6条

品質管理、基準策定、登録、製品への検査証印については既存の法令に従うものとする。

## 第7条

産業・鉱業・エネルギー省は、必要と認めるときは、工場所有者の申請に従い製造の認可を与えるものとする。

## 第8条

産業・鉱業・エネルギー省は、工場設立についてその決定を申請者に対して必要な全ての申請書類を受領した日より7営業日以内に回答するものとする。

申請を却下する場合、産業・鉱業・エネルギー省はかかる決定の理由を明確に説明するものとする。

## 第9条

工場の操業を開始するにあたり、工場所有者は産業・鉱業・エネルギー省に操業開始の15日以上前に事前通知を行う。

## 第10条

工場の設立と操業に際し、工場所有者はカンボジア人技師及び技術者を優先的に雇用するものとする。外国人技師及び技術者の雇用条件は既存の法令に従う。

## 第11条

工場の拡張、支店の設立または工場の移転に際しては、産業・鉱業・エネルギー省からの認可を必要とする。

## 第12条

工場の拡張とは、以下のいずれかの方法により現状の生産能力から20%以上増加させることである。

1. 機械台数の増加、または機械の入替
2. 建物の改良または拡張または建設

3. 製造品目の変更または製造品目の追加
4. 工場スペースの拡張

#### 第 13 条

工場所有者の変更の際して、新所有者は産業・鉱業・エネルギー省に対し、その者が所有者としての権利を獲得してから 10 日以内に工場所有届出の申請を行う。産業・鉱業・エネルギー省は、その決定を申請者に対して申請書類を受領した日より 4 営業日以内に回答するものとする。

#### 第 14 条

工場所有者が死亡、あるいは法的無能力者となった場合は、法的相続人が新工場所有者として、産業・鉱業・エネルギー省に対し前所有者が死亡または法的行為能力を喪失した日より 45 日以内に工場所有届出の申請を行う。

相続人は産業・鉱業・エネルギー省から工場所有者として認定があるまでの間、仮に工場を操業することを許される。

#### 第 15 条

工場がその操業を永久に停止する場合、工場所有者は産業・鉱業・エネルギー省に操業停止予定日の 1 ヶ月以上前に書面で通知するものとする。

不可抗力の場合を除き、12 ヶ月以上の操業停止は工場の永久的な操業停止とみなされる。かかる場合、産業・鉱業・エネルギー省はその工場に対する設立許可を無効にする。

#### 第 16 条

工場所有者は設立許可及びその他の許可を、工場内のよく見える場所に掲示するものとする。

#### 第 17 条

設立許可及びその他の許可を確かな理由により紛失してしまった場合、工場所有者は産業・鉱業・エネルギー省に対し、紛失日より 15 日以内に証書の再発行または代替文書の発行を申請するものとする。

#### 第 18 条

各工場はその名称を記載した看板を、工場前面のよく見える場所に掲示するものとする。工場名称はその他言語より大きな文字のカンボジア語で記載されなければならない。

名称変更にあたっては、産業・鉱業・エネルギー省の認可を必要とする。

## 第 19 条

工場所有者は産業・鉱業・エネルギー省の決定に従い、正確なデータ及び報告書を提出するものとする。

## 第 20 条

産業・鉱業・エネルギー省の管轄下でない工場所有者は、産業・鉱業・エネルギー省に対し登録を行い、第 19 条に定めるデータ及び報告書を提出するものとする。

## 第 21 条

産業・鉱業・エネルギー省に提出されるデータ及び報告書はかかる工場の職業上の機密とされ、工場所有者の許可なく外部に公表されてはならない。

## 第 22 条

工場所有者は、当法に基づき、産業・鉱業・エネルギー省及び経済財務省の共同声明により定められた所定のサービス手数料を支払うものとする。

## 第 2 節 手工業

### 第 23 条

手工業は、その所有者が、操業から 7 日以内に工房が所在する地方自治体に対して通知を行い、産業・鉱業・エネルギー省の工房所在州又は特別市支局において登録手続きを行えば、設立及び操業を認可される。ただし、産業・鉱業・エネルギー省の通知により特に定められる種類の手工業については、操業前に産業・鉱業・エネルギー省に対して認可申請を行わなくてはならない。

手工業の設立と操業に関する手続き及びその他関連規定は産業・鉱業・エネルギー省の通知に別途定める。

## 第 3 章 工業安全

### 第 24 条

工場内の全ての区域の配置は産業・鉱業・エネルギー省が通知で定める技術条件を順守すること。

技術スキルを持たない人間を雇用し工場内の配置作業にあたらせることはできない。

### 第 25 条

工場内の全ての区域は適切な採光と十分な換気が確保、維持され、放射能、騒音、振動、光、臭気、蒸気、熱、煙、粉塵その他の汚染物質が主な原因となる事故がないことが確認されなければならない。

## 第 26 条

工場は、以下を含む防火設備を備えるものとする。

1. 火災報知器及び消火器具
2. 必要な場所に「火気注意」の標識
3. 各階最低 2 箇所の非常出口
4. 消防車の緊急進入路
5. その他脱出手段
6. 緊急時の簡易避難計画

## 第 27 条

事故の原因となりうる機械及び機械の一部は覆いもしくは保護材で遮蔽すること。深刻な事故を引き起こす可能性のある区域は、フェンスで囲うこと。

## 第 28 条

「事故注意」「立入禁止」といった標識を、事故が起こる可能性のある場所に掲示すること。

## 第 29 条

製造過程における爆発物、可燃性物質、毒物、危険な化学物質又はガスの使用に際しては、安全を確保する技術条件を順守すること。

## 第 30 条

蒸気ボイラー、蒸気機関、高圧装置又は容器は操業を認可される前に産業・鉱業・エネルギー省により管理されるものとする。操業中、上記装置の管理は産業・鉱業・エネルギー省が指定する期間内に行われる。

## 第 31 条

あらゆる産業廃棄物は、その廃棄前に管轄団体の規則により定められた廃棄物及び危険物質の廃棄基準を満たしていること。

環境を汚染する、または環境に影響を与える毒性の産業廃棄物又は危険物質を、処理なく廃棄する事は厳禁される。

再利用される産業廃棄物は、適切な規格と技術条件のもと完全に保管されること。

## 第 32 条

処理が不可能な、または処理を行ったもののいまだ毒性、あるいは環境汚染や環境への

影響を及ぼす可能性のある毒性物質や放射性物質が含まれるあらゆる産業廃棄物は、管轄団体によって管理され、廃棄及び保管その他の目的のため他の場所へ移送する前には、管轄団体の許可を要する。

#### 第 33 条

工場所有者は工場内のあらゆる産業廃棄物の廃棄、洗浄および保管に責任を持つ。

#### 第 34 条

当法の適用範囲において、産業・鉱業・エネルギー省は工場の管理について規則を発行する権限およびカンボジア王国政府に対して準法令(Sub-decree)を発行するよう求める権限を有する。

### 第 4 章 支援と優遇措置

#### 第 35 条

大規模工場への支援と優遇措置はカンボジア王国投資法に則って行われるものとする。

#### 第 36 条

中小規模工場及び手工業への支援と優遇措置はカンボジア政府によって承認される。支援と優遇措置の種類、規模および形式は、準法令(Sub-decree)によって定められる。

### 第 5 章 工場の管理と検査

#### 第 37 条

産業・鉱業・エネルギー省の担当官は、工場内に作業時間中であれば事前に知らせた日時、あるいは事前通告なくいつでも立ち入り、製品の品質、工場の状況、機械、その他手段や工場所有者が当法の規定に違反している活動を管理する資格を有する。必要な場合、かかる工場の検査は以下の手順をとられる。

1. その他関係資料と共に、品質分析のため、適切な数量の製品のサンプルを採取する
2. 人間、工場設備または周辺地域に事故を引き起こす可能性のある製品、素材、原材料および関係資料の調査、停止、差し押さえを行う
3. 情報の確認あるいは情報と書類を要求するため、工場所有者、責任者、工場従業員あるいは工員に対して尋問あるいは召喚を行う

#### 第 38 条

産業・鉱業・エネルギー省は、工場所有者あるいは責任者に対して、その過誤を修正するよう命ずる期間、産業・鉱業・エネルギー省の許可なく設立された工場の活動を一時停止させる権限を持つ。

過誤が適切に、定められた期間内に修正された場合、産業・鉱業・エネルギー省はかかる工場に対して設立許可を発行するものとする。

過誤が修正されなかった、あるいは定められた期間内に修正されなかった場合、産業・鉱業・エネルギー省はかかる工場に対して恒久的閉鎖を命ずる通知を発行する権限を有する。

操業の一時停止命令または工場の閉鎖通知は、工場の前面に掲示されるか、あるいは新聞発表される。

### 第 39 条

産業・鉱業・エネルギー省は、以下の場合、工場所有者または責任者に対してその過誤を修正または改善する期間中、全製造過程または工場の特定過程を一時的に停止させるよう命ずる権限を持つ。

- 第 24 条に定める重大な技術過誤が存在した場合
- 製造過程が産業・鉱業・エネルギー省からの許可内容を順守していない場合
- その製造が人間に対して事故を、あるいは工場内外設備の破壊を引き起こす可能性がある場合
- 工場所有者または責任者が意図的に産業・鉱業・エネルギー省の命令書に従わない場合

過誤が適切に、定められた期間内に修正された場合、産業・鉱業・エネルギー省はかかる工場に対して生産再開許可を発行するものとする。

過誤が修正されなかった、あるいは定められた期間内に修正されなかった場合、産業・鉱業・エネルギー省はかかる工場に対して恒久的閉鎖を命ずる通知を発行する権限を有する。

操業の一時停止命令または工場の閉鎖通知は、工場の前面に掲示されるか、あるいは新聞発表される。

### 第 40 条

産業・鉱業・エネルギー省は工場所有者または責任者に対し、その住居又は工場へ、直接あるいは配達記録郵便によって命令書を送達する権限を有する。

工場所有者あるいは責任者が産業・鉱業・エネルギー省からの命令書の受け取りを拒否した場合、産業・鉱業・エネルギー省は、当局もしくは警察官を証人として送達に同行させる権限を有する。工場所有者あるいは責任者がその住居または工場に不在であった場合、命令書は工場所有者あるいは責任者と法的に関係のあるいかなる者に対しても送達されることができる。

工場所有者あるいは責任者の代理として命令書を受領すべき人間がいない場合、産

業・鉱業・エネルギー省は、当局または警察官の立会いの元、工場所有者あるいは責任者の住居又は工場の入口または門扉に命令書を貼り出すことができる。

上述した方法のいずれかが行われた場合、命令書は工場所有者あるいは責任者に送達されたものとみなされる。

#### 第 41 条

工場内において 7 日間以上の完全操業停止をもたらす事件または事故が発生した場合、工場所有者または責任者は産業・鉱業・エネルギー省に対し、事故発生日から 10 日間以内に書面で報告を行うものとする。

上記の事件または事故が発生した場合、産業・鉱業・エネルギー省は第 37 条及び第 39 条第 1 項に記載された工場に対する立ち入り検査を行うものとする。

#### 第 42 条

産業・鉱業・エネルギー省の担当官は、立ち入り検査に際して、工場所有者又は担当者に対して自身の身分証明書及び検査令状を提示するものとする。

工場立ち入り検査には適切で明確な記録を作成するものとする。

### 第 6 章 罰則

#### 第 43 条

地元当局に書面で設立を届け出ず、第 23 条第 1 項に定められた所在する地方自治体または州の産業・鉱業・エネルギー省支局にその設立登録手続きを行っていない手工業所有者は、500,000 リエルから 2,500,000 リエルの罰金を科される。

第 23 条に定められた、産業・鉱業・エネルギー省の通知によって規定された種類の手工業を許可なく設立し、あるいは第 23 条または第 23 条第 2 項に定められた規定に違反した者は、1,000,000 リエルから 5,000,000 リエルの罰金を科される。

#### 第 44 条

第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条第 1 項、および第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 41 条第 1 項に違反した工場所有者は、2,000,000 リエルから 10,000,000 リエルの罰金を科される。

#### 第 45 条

第 24 条に違反した工場所有者は、5,000,000 リエルから 25,000,000 リエルの罰金を科される。

上述規定の違反により事故が発生した場合、工場所有者は被害者のあらゆる損害を賠償するものとする。かかる場合、産業・鉱業・エネルギー省の管轄担当者は、既存法に則り

本件を裁判所に送致するものとする。

#### 第 46 条

第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条に違反した工場所有者は、2,000,000 リエルから 10,000,000 リエルの罰金を科される。

かかる違反が人命に関わる事故あるいは工場内外設備の破壊をもたらした場合、産業・鉱業・エネルギー省の管轄担当者は、既存法に則り本件を裁判所に送致し、予断に基づく損害賠償の判断および既存法に基づく罰金について、その判断を受ける。

#### 第 47 条

第 19 条に定められた報告書を提出しなかった、または不正確な報告書を提出した者は、10,000,000 リエルから 50,000,000 リエルの罰金及び処罰法に定められた処罰の対象となる。

#### 第 48 条

工場を稼働させる者で、第 38 条第 1 項および第 39 条に違反した者は、2,000,000 リエルから 10,000,000 リエルの罰金または 6 ヶ月から 1 年の懲役に処する。

第 39 条第 3 項に違反した者は、30,000,000 リエルから 150,000,000 リエルの罰金及び 1 年から 3 年の懲役に処する。

#### 第 49 条

第 4 条、第 9 条、第 20 条に違反した者は、10,000,000 リエルから 50,000,000 リエルの罰金を科される。

かかる違反が人命に関わる事故あるいは工場内外設備の破壊をもたらした場合、産業・鉱業・エネルギー省の管轄担当者は、既存法に則り本件を裁判所に送致し、予断に基づく損害賠償の判断および既存法に基づく罰金について、その判断を受ける。

#### 第 50 条

第 10 条および第 25 条に違反した工場所有者は、罰金刑及び労働法に基づく賠償を課されるものとする。

#### 第 51 条

第 31 条、第 32 条、第 33 条に違反した工場所有者は、罰金刑及び環境保護及び天然資源管理法に基づく賠償を課されるものとする。

#### 第 52 条

第 8 条第 1 項および第 21 条に違反した管轄担当者は、公務員法の共同規定に基づく行政

処分または 2,000,000 リエルから 10,000,000 リエルの罰金及び 6 ヶ月から 1 年の懲役、またはその他の処罰を受ける。

#### 第 53 条

当法律の執行を妨げた者は、2,000,000 リエルから 10,000,000 リエルの罰金及び 1 ヶ月から 6 ヶ月の懲役に処する。

#### 第 54 条

違反を犯し、かつ違反行為を停止しなかった者は、当章の各規定に定められた各違反行為への罰金の 2 倍の額を課されるもとする。

#### 第 55 条

産業・鉱業・エネルギー省の管轄担当官は、500,000 リエル～10,000,000 リエルの罰金について違反者に課す権限を有する。

違反者が罰金の支払を拒絶する場合、管轄担当官は本件を裁判所に送致するものとする。

(第 56 条 英訳に記載なし)

### 第 7 章 暫定規定

#### 第 57 条

当法律が発効した後、設立証書や許可なくすでに設立されている、または登録されていない全ての工場および手工業は、6 ヶ月以内に当法律の規定に則り産業・鉱業・エネルギー省又は所在する地方自治体、州の産業・鉱業・エネルギー省支局への手続きを完了させるものとする。必要な場合は、かかる期間はさらに 3 ヶ月延長され得る。

### 第 8 章 最終規定

#### 第 58 条

当法律に反するあらゆる規定は、無効とされる。

工場及び手工業の設立申請の手順及び手続きに係る  
省令

## 工場及び手工業の設立申請の手順及び手続きに係る省令

### 第1編 予備条件

#### 第1条：目的

当省令（以下「工場及び手工業設立に係る省令」又は「省令」と称する）は2006年6月23日 王国政府発行、NS/RKM/0606/018 工場及び手工業の管理に係る法律（以下「法律」と称する）に基づき、以下の目的のため導入される。

1. カンボジア王国内において法律に則り工場及び手工業を設立する自然人及び法人の公共の福祉を保護する
2. 国家公務員及び準国家公務員に対し、法律に則った手工業の登録業務又は工場の設立認証業務の内容について、明確な指針を与える
3. 以下を通じて、カンボジア王国内での新工場及び手工業の速やかな設立を保証する
  - a. 手工業の登録方法又は工場及び手工業の設立許可についての明確な指針及び基準を定めた規定
  - b. 法律で産業・鉱業・エネルギー省からの取得が求められている工場及び手工業の設立許可申請について、国レベルでの明確な手続きを定める。これには、迅速、確実、透明性の高い発行手続きが行えるよう関係各所との協力及び促進活動も含まれる。
  - c. 工場又は手工業所有者が既存法規則（規定のサービスに対する公共サービス手数料支払を求める、管理規則に関する省令を含む）と同様に、工場及び手工業の管理に係る法律を順守している場合に発行される、工場又は手工業の設立に係る永久許可の発行規定
  - d. 零細手工業について登録要件から除外する
  - e. 当省令の要件とその他省庁により実施されている規則との矛盾や重複の調整
4. 高水準の運営で国際的な安全・品質基準に適合する製造業法人であるという証明書を取得する自発的な仕組みを供給することで、国際的に認知される水準の操業・製品品質を持つ製造業法人の設立を支援する

#### 第2条：定義

**製造業(Manufacturing Industries)**：その設立に際し登録または許可が必要となる工場又は手工業を、当省令に基づき製造業法人とみなす。当法律及び省令の目的では、「工場」または「手工業」は、通常の使用における意味に基づいて解釈される。

**手工業(Handicraft enterprise)**：製品製造に使用される設備、機械、材料及び道具を保有する、あるいは保有する予定であり、かつその資本金が50,000米ドル以下の製造業法人を指す。

工場(Factory)：製品製造に使用される設備、機械、材料及び道具を保有する、あるいは保有する予定であり、かつその資本金が 50,000 米ドル以上の製造業法人を指す。

必要書類(Required documents)：当省令に定められた工場又は手工業の設立認可、あるいは手工業の設立登録を申請する者は、申請時に当閣僚会議令に定める全ての必要書類を提出しなくてはならない。

工場又は手工業の設立許可申請(Application for a permit Prakas authorizing the establishment of a factory / handicraft)：工場又は手工業の設立認可申請は、公式の書面で、関係部署を通じて産業・鉱業・エネルギー省に提出され、当省令に定められた要件の元、設立許可又は製造業法人の操業開始許可が発行される。工場又は手工業の設立認可申請は、全体の申請及び特定の種類の許可申請への必要書類を含む。

工場又は手工業の設立許可(Permit Prakas authorizing the establishment of a factory / handicraft)：工場又は手工業の設立許可は産業・鉱業・エネルギー省から申請者へ発行される、工場又は手工業の新規設立を許可する、有効期限のない承認書面で、要件の詳細が記載されている。建築完了後、かかる工場又は手工業は操業を開始する前に操業許可を取得しなくてはならない。

操業許可申請(Application for an operation licenses)：設立に許可を必要とする工場又は手工業にとって、操業許可申請とは、設立に許可を必要とする工場又は手工業が、その建物の建築を終え、設立許可の要件として産業・鉱業・エネルギー省が規定する技術規範及び基準に従って操業を開始する準備が完了した事を申告し、産業・鉱業・エネルギー省に対して操業許可の発行を要請する書面である。登録申請を求められる手工業にとっては、登録申請とは、操業許可と同時に提出する書面であり、この登録に際して別途の申請書類は必要ない。

操業許可(Operation licenses)：操業許可とは、登録が必要な手工業の場合は登録を行った産業・鉱業・エネルギー省の地方自治体又は州支局から、設立許可承認に係る規定又は産業・鉱業・エネルギー省が定める既存の技術基準に従った設立許可申請を求められる工場及び手工業の場合は産業・鉱業・エネルギー省から発行される、書面による認定であり、工場又は手工業の所有者が合法的にその工場又は手工業における製造または操業を開始することができる書面である。操業許可の有効期限は発行日より3年間で、工場又は手工業所有者が、規則に従って所定の手数料を支払い、かつ地方自治体又は州支局又は産業・鉱業・エネルギー省へ年次報告書及び年次製造計画書、業務計画書を提出している場合、産業・鉱業・エネルギー省の管轄部署において自動更新される。操業許可書は、当法律 17 条の規定により、製造業法人の敷地内のよく見える場所に掲示されなければならない。

工場又は手工業の設立許可要件(Requirements of a permit Prakas authorizing the establishment of a factory / handicraft)：認可取得に当たり、産業・鉱業・エネルギー省が求めるコンプライアンスの最低基準のことである。

登録申請(Application for registration)：登録申請とは産業・鉱業・エネルギー省又は産

業・鉱業・エネルギー省の管轄部署に対し、(かかる手続きが) 免除される手工業でも設立許可申請を必要とする手工業でもない手工業が、その設立及び業務の開始を公式に通知するものである。登録申請は申請書と全ての必要書類によって構成される。

**登録(Registration)**：手工業の登録は、産業・鉱業・エネルギー省の地方自治体又は州支局が申請を登録し、操業許可を発行し、かかる手工業の識別番号を発行した時点で完了したとみなされる。

**申請者(Applicant)**：とは、省令に則して申請レターに署名をした法人又は自然人を指す。全ての申請者はその意思で選択した第三者を代理人として雇用し、申請の提出及び手続きを行わせることができる。

**申請レター(Application letters)**：とは、工場又は手工業設立許可申請書、操業許可申請書の1ページ目、又は当省令附表Aの登録申請書を指す。

**登録申請を求められる手工業(Handicraft required to apply for registration)**：法律と省令の規定に定められた全ての手工業のうち、(かかる手続きが) 免除される手工業及び設立許可申請が求められる手工業を除くものは、産業・鉱業・エネルギー省の地方自治体又は州支局に対し、適切な申請手続きをなさなければならない。

**(手続きが) 免除される手工業(Exempted handicraft enterprise)**：とは、工房内で製品製造のために使用される設備、機械、材料及び道具を保有する、あるいは保有する予定であり、かつその資本金が3,000米ドル未満であり、かつ省令により設立認可申請を必要とする手工業の製造品目リストにない製品を製造している手工業を指す。こうした手工業を管理するため、産業・鉱業・エネルギー省の地方自治体又は州支局は係官を派遣し、必要に応じてデータ及び情報収集に当たらせることができるが、かかる手工業所有者は登録申請を求められることはない。

**設立許可申請が求められる手工業(Handicraft enterprise required to apply for establishment permit Prakas)**：公衆衛生を保護するため、食品又は飲料、化学物質その他危険物質を生産する手工業は、その設立および操業開始前に、産業・鉱業・エネルギー省に対して設立許可申請及び操業許可申請を行わなければならない。

**高い基準を有する製造業法人(Manufacturing enterprise with a high standard)**：とは、設立許可申請を求められる工場又は手工業のうち、製品安全や品質基準が国際水準を満たしているという産業・鉱業・エネルギー省発行の追加証明書の申請を自発的に行う工場又は手工業のことである。

**永久識別番号(Permanent identification number)**：設立許可申請が求められる工場及び手工業は、操業許可を受領する際に、データ及び数値管理の参照番号として、永久識別番号の発行を受ける。

**工場又は手工業の設立に関する省令(Prakas on the establishment of a factory / handicraft)**：当省令は、製造業法人を設立し操業しようとする法人あるいは自然人が、登録または設立許可及び操業開始許可申請を行うかについてのみ定める。当省令の

規定は現在操業中の製造業法人及び工場及び手工業の運営と操業に係る省令の適用下にある製造業法人には適用されない。

工場及び手工業の運営及び操業に関する省令(Prakas on Conducts and Operation of Factories and Handicrafts)：産業・鉱業・エネルギー省は工場及び手工業の運営と操業について規定した別個の省令を発行するものとする。

### 第3条：省令の適用範囲

カンボジア国内で製造業法人の設立、拡張、移転を行う前に、まずかかる製造業法人は、登録手続きを免除された手工業製造業法人、登録を要する手工業製造業法人又は設立許可を取得した工場又は手工業のいずれかでなくてはならない。当省令に定められた手続きおよび書式は、以下のいずれかの製品を販売目的で製造または加工する製造業法人の設立を希望する自然人又は法人に適用される。

- 食品、飲料、タバコ
- 織物、衣料、皮革製品
- 紙製品
- 化学、ゴム、プラスチック製品（石油・ガス産業を除く）
- 非金属鉱石を原材料とする製品
- 基礎金属
- 組立金属製品、機械、設備
- その他、宝飾品、装飾品、楽器、スポーツ用品、玩具、オフィス用品製造

以下の活動は省令に基づく設立許可や登録を必要とする製造業法人には含まれない。

1. レストラン、カフェ、バー、ホテルその他の飲食物を提供し消費される場所
2. 食品生産物その他の農作物を植え付け、収穫するために使用する建物、場所又は車両
3. 工場又は手工業の全体ではない貯蔵設備
4. 車、トラックまたはガレージ（車体を修理する作業所を含む）
5. コンピュータプログラム、インターネットサービス、インターネットサービスプロバイダーを生産する建物、場所又は車両、又は生産を必要としないコンピュータサービスを提供する場所
6. 全ての種類の事務所及び専門サービス
7. 当省令の発行後、産業・鉱業・エネルギー省工業局により、当省令に基づき登録または許可の取得が求められる工場又は手工業ではないと定められた建物、場所又は車両

工場及び手工業設立に係る省令はすでに登録を行っている、あるいは当省令が発行される前に許可を取得した製造業法人に対して、許可申請や再度の登録を求めるものではない。但し、当法第11条及び第12条に定められた拡張、支店の設立、工場の移転の場合を除く。

#### 第4条：登録申請と承認申請

1. 法人又は自然人が当省令に基づき登録が求められる手工業を設立し操業を開始する前に、当該者又は当該者の代理人は以下の義務を果たさなければならない。
  - 登録申請
  - 登録手数料の支払い
  - 操業許可の取得
2. 法人又は自然人が当省令に基づき設立及び操業開始の許可申請が求められる手工業を設立し操業を開始する前に、当該者又は当該者の代理人は以下の義務を果たさなければならない。
  - 設立許可申請
  - 申請手数料の支払い
  - 設立許可の取得
  - 操業許可の取得
3. 法人又は自然人が工場を新しく設立し操業を開始する前に、当該者又は当該者の代理人は以下の義務を果たさなければならない。
  - 設立許可申請
  - 申請手数料の支払い
  - 設立許可の取得
  - 申請案に基づく工場の建設
  - 操業許可の申請
4. 産業・鉱業・エネルギー省は当省令に定める設立申請又は設立登録申請書の様式及び必要書類を、適宜更新することができる。
5. 各申請書類は申請書見本および個別の申請の必要書類に従い記載されなければならない。
6. 申請書類は確認され、当省令の規定及び要綱に照らして記入漏れがないことを確認された後に受理されなければならない。
7. 記入済みの申請書類は審査のため受理される。申請書が受理された後、申請者は規定の手数料を支払わなくてはならない。
8. 設立登録及び操業免許は産業・鉱業・エネルギー省の地方自治体又は州支局から、申請受理から7営業日以内に発行される。
9. 工場又は手工業の設立許可は産業・鉱業・エネルギー省から申請者に対して、申請書類の内容が正確であると確認され、審査のため産業・鉱業・エネルギー省の管轄部署に受理されてから7営業日以内に発行されるものとする。設立許可を取得するために、申請者は自身が操業を行う製造業法人に関する必要な書類及び情報を提供しなければならない。

10. 当省令に定める設立許可及び設立登録の要件は、当省令の規定の範囲外の活動を行う自然人及び法人には適用されないものとする。

## 第2編 申請書／一般要件

### 第5条：申請書類

申請書類は以下の場所で入手する事ができる。

1. 産業・鉱業・エネルギー省の地方自治体又は州支局
2. 産業・鉱業・エネルギー省の専門窓口
3. 産業・鉱業・エネルギー省のウェブサイト ([www.mime.gov.kh](http://www.mime.gov.kh))

産業・鉱業・エネルギー省は、法律又は技術要件に対する重大な違反又は不履行があった場合、操業許可の取消又は一時停止処分を行う事ができる。

### 第6条：操業許可の更新

手工業の登録申請は、かかる工場が所在する地方自治体又は州の産業・鉱業・エネルギー省支局に提出されなければならない。工場及び手工業の設立許可申請は、産業・鉱業・エネルギー省又はかかる工場及び手工業が所在する地方自治体又は州、またはプノンペン市の産業・鉱業・エネルギー省支局の専門窓口に、審査のため提出されなければならない。

設立許可申請が産業・鉱業・エネルギー省の地方自治体又は州支局又は管轄部署に提出された場合、かかる部署又は支局は、申請書類の受領後、その写しを保管し、原本は速やかに産業・鉱業・エネルギー省支局の専門窓口に送付しなければならない。

### 第7条：産業・鉱業・エネルギー省の決定

申請書類が審査のため受理された後、産業・鉱業・エネルギー省は設立許可に対する判断を行い、申請に対して以下の選択肢から返答を行う。

1. 工場又は手工業の設立を承認、無条件で設立許可を与える
2. 工場又は手工業の設立を承認、以下の書類を提出した上でとの条件付きで設立許可を与える
  - a. 地元当局又は区役所からの、土地使用及び建設許可
  - b. 環境省からの、環境影響アセスメント報告書及び環境への影響回避計画の承認
  - c. カンボジア開発評議会又は州管轄当局からの証書
3. 申請者に追加説明あるいは申請書の修正を求める
4. 申請を却下する。産業・鉱業・エネルギー省が、無条件承認以外の、以上の選択肢のいずれかをもって回答とする場合は、産業・鉱業・エネルギー省は、明確な指示又は判断理由を書面で通達するものとする。(回答が) 上記第2・第3の選択肢であった場合は、産業・鉱業・エネルギー省は、申請者に対して申請手続きを続行するにあたり、明確な指示を与えなければならない。

## 第8条：申請書類の審査、種類の決定及び補正

各申請書類（及び申請に必要な書類）の確認を担当する係官が、書類が受理され登録される前に、書類の完全性と正確性を確認する目的で審査を行う。書類の完全性を確認する際に、係官はかかる申請の適格性について判断を行ってはならず、必要条件の最低水準を満たしている申請は受領しなくてはならない。申請の適格性の判断は、受領係官によって申請書類が受理された後にのみ行われるものとする。

登録申請は、申請を行う手工業の適格性を判断するものではない。しかしながら、申請を受領する係官は申請書類に基づき、登録申請を行っている手工業が登録を求められる種類の手工業なのか、もしくは以下のいずれかの場合であるかを確認しなければならない。

1. かかる手工業は設立許可を必要とする種類の手工業である、又はかかる手工業で生産される商品は設立許可を申請する手工業で生産されるべき製品のリストに入っているため、登録手続きは行えない場合
2. 登録手工業として活動するには規模が大きすぎる場合。この場合、かかる手工業は設立許可申請を行わなくてはならない。

申請が却下された場合、申請受領担当官は申請者に対して、申請が却下された理由及び申請が審査のため受理されるよういかなる変更を行えばよいかについての指示を正確かつ速やかに説明しなくてはならない。申請者は、営業時間中であれば産業・鉱業・エネルギー省中小企業文化委員会事務局に連絡を取り、説明、申請書記入事項についての確認、（係官が非合理的理由で申請を却下したと申請者が信ずる場合は）申請受領係官への介入の依頼などを求めることができる。

## 第9条：必要書類

申請が審査のため受理される前に、申請者は全て欠けることなく、正確な情報を記載した申請に関係する必要書類を用意しなくてはならない。以下の書類は当省令に基づき、設立許可申請あるいは登録申請時に提出を求められる書類である。申請者はこれに加えて追加書類を準備することができるが、必須ではない。

### 全申請者に必要な書類

1. 記載済み申請書類及び製造業法人所有者又は法人代表者により署名された資本金申告書 1部
2. 申請書類署名者の身分証明書またはパスポートコピー 1部
3. 申請者が法人の場合、商業登記申請書又は商業登記手数料領収書（商業登記手続きが完了していない場合）のコピー 1部

### 全手工業法人及び工場の必要書類

1. 地元当局発行の用地承認書 1部（可能な場合）
2. 操業・製造関連概要及び略図 1部

3. 環境影響事前アセスメントリスト 1部（可能な場合）
4. カンボジア発展評議会の承認指針書 1部（可能な場合）
5. 申請者が産業・鉱業・エネルギー省に検討材料への追加を要請するその他補助書類（可能な場合）

#### 製造業法人のうちより高い基準を有するもの

建築完了後、当該製造業法人が製造業法人に適用される国際基準を満たすことを確認するため産業・鉱業・エネルギー省から別途要請された追加書類

#### 第10条：申請書の記録、申請手数料と領収書

申請が審査のため受理された直後に、かかる申請は関係部署にて申請日時を記録されなくてはならない。その後、申請者は規定の申請手数料を支払わなくてはならない。申請が却下された場合、申請者は追加の申請手数料を支払う事なく、再提出及び再審査の要請を行う事ができる。

当省令に定める申請の提出に係るあらゆる手数料及び規定の手数は、産業・鉱業・エネルギー省及び経済財務省の共同省令により定められる。

領収書は2部発行され、うち1部は申請者が保管し、もう1部は申請書類に添付される。必要な場合は、申請者は受け取った領収書を申請の記録として使用することができる。

#### 第11条：永久識別番号及び操業許可

登録業務を担当する産業・鉱業・エネルギー省の地方自治体又は州支局は産業・鉱業・エネルギー省は、申請を行う製造業法人に対して永久識別番号を発行する。この永久識別番号はかかる法人に単独で、永久に有効である。かかる法人が税務局より税務識別番号をすでに発行されていた場合、産業・鉱業・エネルギー省発行の登録又は設立許可識別番号は、税務識別番号と同様に使用されうる。

操業許可とは産業・鉱業・エネルギー省が規定する書式の1枚の書類であり、以下の情報が記載されている。

1. 申請者名称及び製造業法人の所有者氏名
2. 製造業法人の連絡先及び住所
3. 製造業法人で製造される商品の種類
4. 製造業法人の永久識別番号
5. 操業許可発行日
6. 操業許可失効日

### 第3編 手工業の登録申請と例外

#### 第12条：登録が必要となる手工業

登録を求められる手工業の所有者又は法的代理人はかかる手工業を登録する義務と登録される権利を有する。産業・鉱業・エネルギー省の地方自治体又は州支局は当省令に則り適切に記入された登録申請を受領し、記録しなければならない。登録を免除された手工業又は設立許可を求められる手工業は、登録を求められない。申請書類の提出の際、申請者は産業・鉱業・エネルギー省及び経済財務省の共同省令により定められた金額の申請手数料を支払わなければならない。管轄の産業・鉱業・エネルギー省の地方自治体又は州支局は申請書類の受領から7営業日以内に登録を完了し操業許可を発行しなくてはならない。当省令又は工場及び手工業の管理と操業に係る省令の特別規定に定めがない限り、追加手数料や他の許可は要求されない。

#### 第4編 工場又は手工業の設立許可に係る規定

##### 第13条：許可要件

設立許可は申請者に自動的に発行されるものではなく、申請者が省令の規定の要件を満たしている場合のみ発行されるものである。産業・鉱業・エネルギー省は、中小法人に有利な要件を追加する事、あるいは自発的に当省令に定める高基準の製造業法人設立申請を選択した法人への個別の設立許可発行要件を制定する事で、これらの要件を改定又は改正することができる。

##### 工場又は手工業の設立許可発行の最低要件

- 社会環境及び労働者保護を目的とした、工場又は手工業における基本給与の最低水準の確保
- 製品品質及び衛生状況を確保するための管理・監視体制の最低水準の確保

##### 第14条：工場又は手工業設立許可に係る審査原則

産業・鉱業・エネルギー省は、将来において、各種の製造業法人への設立許可について個別の追加要件を制定する事ができる。個別の要件が存在しない場合、産業・鉱業・エネルギー省は、設立許可申請の可否判断に際して、以下の原則を適用するものとする。

1. 産業・鉱業・エネルギー省は、申請審査の効率性、透明性、迅速性を促進し、カンボジア国内の製造業界の発展への投資を奨励するため、申請手続きを単純化するものとする。
2. 産業・鉱業・エネルギー省は、申請者が適切な申請書類を準備する手助けをするため、あらゆる努力を行う。
3. 産業・鉱業・エネルギー省は公平競争を促進し、高基準の製造業法人設立許可を申請する申請者を除く、あらゆる設立許可申請者が、一般的な慣習と、同程度の規模と製造能力を持ち、良好に運営されているカンボジア国内の手工業又は工場の生産基準を元に適用される最低水準を順守する能力に基づいて判断されるものとする。

4. 産業・鉱業・エネルギー省は設立許可を発行するという自身の権限を、資格を有する申請者の市場参入を制限又は阻害するために使用してはならない。

#### 第 15 条 設立許可申請を求められる手工業法人

以下に定める商品を、その最低数量を超えて生産する又は製造する予定である全ての手工業法人は、設立及び操業を開始する前に、産業・鉱業・エネルギー省へ設立許可申請を行わなくてはならない。産業・鉱業・エネルギー省は、省令で公告を行うことで、設立許可申請を要する製造品目リストを更新及び改正することができる。その製造にあたり、手工業法人の設立許可申請を要する製造品目（及び最低数量）は、以下の通り。

1. 食品及び飲料
  - a. 食品加工 (年間 250 トン以上)
  - b. 製氷及び飲料水製造 (年間 1 トン以上)
  - c. 飲料、シロップ、炭酸飲料 (最低数量なし)
  - d. アルコール製造加工 (最低数量なし)
  - e. ビール及びアルコールの加工 (最低数量なし)
  - f. 醤油、チリソース、トマトソース (最低数量なし)
  - g. 魚醤 (年間 500,000 リットル以上)
  - h. 水の供給販売 (最低数量なし)
  - i. 食用油 (最低数量なし)
  - j. パン及び菓子パン (最低数量なし)
2. 織物、衣料、皮革製品
  - a. 皮革の製造加工 (最低数量なし)
  - b. カンボジア式膠（水牛膠） (最低数量なし)
3. 紙製品
  - a. パルプ、紙、印刷 (最低数量なし)
4. 化学製品
  - a. 有機物及び非有機物化学製品 (最低数量なし)
  - b. 肥料及び農薬 (最低数量なし)
  - c. 塗料、ニス、カンボジア式塗料（クモック・メア） (最低数量なし)
  - d. 合成洗剤、香水、その他浴用製品 (最低数量なし)
  - e. プラスティック製品及びラバータイヤ (最低数量なし)
  - f. 電池、蓄電池 (最低数量なし)
  - g. 人工凍結樹脂 (最低数量なし)
  - h. ガス、石油製品 (最低数量なし)
  - i. 重油及びその他燃料 (最低数量なし)

## 第 16 条 工場又は手工業法人の設立許可申請審査における省の自由裁量権

設立許可申請が受領されてから 4 営業日以内に、産業局長は必要書類に基づき審査を行い、産業・鉱業・エネルギー省に対して設立許可発行にかかる推薦書を準備しなければならない。審査及び工場又は手工業の設立申請への判断に関する自由裁量権に基づき、産業・鉱業・エネルギー省は以下の手法を取ることができる。

### 手法 1 :

産業・鉱業・エネルギー省は関係当局及び環境省（必要な場合）の同意所見に基づき、工場又は手工業の設立申請を審査する。しかしながら、設立許可発行の可否は、工場又は手工業の設立に必要な、すでに規定され告知されている技術要件に基づき、産業・鉱業・エネルギー省がその独自判断により行うものとする。これに際し、産業・鉱業・エネルギー省は、関係当局からの所見又は環境省の環境への影響・環境保護アセスメントの結果を待たずに判断を下すことができる。かかる自由裁量権に基づき、産業・鉱業・エネルギー省は要請に基づく工場又は手工業の設立許可の発行を決定することができるが、操業許可を発行する前に、申請者に対して、地方当局からの許可、その他管轄部署からの許可及び環境への影響・環境保護に関する環境省の推薦状を入手するよう、追加条件を課す事ができる。

### 手法 2 :

産業・鉱業・エネルギー省が工場又は手工業の設立許可発行を決定する前に、申請者は産業・鉱業・エネルギー省に対し、必要に応じて地方当局、その他管轄部署、又は環境省が発行する承認書を提出しなければならない。工場又は手工業の設立許可を取得するために、申請者は自身の（工場）建築予定地の法的所有権又は使用权を証明する必要はない。いかなる関係団体又は部署からの承認を必要とするかの判断は、産業・鉱業・エネルギー省が必要に応じて決定する権限を持つ。

## 第 17 条 工場又は手工業の操業開始 — 操業許可

工場又は手工業の建築が完了した後又はほぼ完了した時点で、工場又は手工業の設立許可を受領した工場又は手工業所有者は、第 6 条に定められた通り申請提出窓口に操業許可を申請しなくてはならない。申請書は産業・鉱業・エネルギー省に送付され、工場又は手工業がその操業を開始する前に操業許可発行に係る審査がなされる。

操業許可申請書の受理から 5 営業日以内に、産業局長は工場又は手工業の建築が設立許可に定める設計要件及びその他の規定要件を順守している旨を確認する検査を行わなくてはならない。産業局長が、かかる工場又は手工業は規定の要件を全て満たし建築を完了していると認定した場合、産業・鉱業・エネルギー省は操業許可申請書の受理から 7 営業日以内に操業許可を発行するものとする。

産業局長が、かかる工場又は手工業は設立許可に定める設計要件に対して重大な技術的欠陥を有する、又は産業・鉱業・エネルギー省が規定する建築要件を満たしていないと判

断する場合、局長は操業許可申請書の受理から7営業日以内に、かかる工場又は手工業の所有者に連絡をし、規定の要件を順守する改善手段等について通知する通告書面を与える。産業・鉱業・エネルギー省は、工場又は手工業の所有者に対し、通告書面に記載された手段以外の改善手段の実行を要求しないものとする。産業・鉱業・エネルギー省より通知された改善手段の完了後、かかる工場又は手工業の所有者は改善手段の実行とその結果を報告し、操業許可申請書を再提出しなくてはならない。

## 第5編 自発的な高水準の製造業法人設立認可

### 第18条 高水準の製造業法人

産業・鉱業・エネルギー省は、その工場又は手工業が高水準の基準を満たすとの認証を受けたい所有者の要請に基づき、高水準の製造業法人の設立許可要件を決定し布告するものとする。法人が高水準を満たすという認証は、以下を通じて製造業法人に対する特別名誉の授与のことである。

かかる法人が生産する製品への信頼を形成する

国内で一般的に流通する製品より厳しい品質検査基準を課すことで、輸出市場への参入機会を得る

製造業法人の段階的発展を奨励するカンボジア王国政府が、省令を発行することで、格付けを受けた製造業法人が、国際競争が可能な高い水準を持つと認識する

自発的に審査、検査や一般規則及び国際基準の厳格実行を行う国内製造業支援を通じ、輸出強化という努力目標に注力するカンボジア王国政府を支援する

製造業法人が高水準であると認証する省令は、設立許可及び操業許可発行に当たる事前要件ではない。かかる認証は、このような認証を取得したいと希望する法人が行う自発的申請の結果である。

## 第6編 その他規定及び最終規定

### 第19条 等価資本価値

当省令の目的のため、設立許可申請の判断に適用される製造業法人の等価資本価値は、予め申請書類内の申告書により決定され、所有者により署名され有効となる。第2条に定められた、工場又は手工業の最低等価資本価値は2008年における米ドルの価値を基準に判断する。この価値は前年度に発表される、毎年2月15日時点のカンボジアのドル物価指数に基づき再計算される。

### 第20条 設立許可及び登録書の永続性

当省令の規定に基づき発行される全ての設立許可及び登録書は、工場又は手工業の所有者が以下の義務を順守し続ける限り、永続的に有効である。

1. 産業・鉱業・エネルギー省に対し、工場及び手工業の運営及び操業に関する省令に定

められた定期報告書類の提出、及び手数料の支払いを行う。

2. 工場及び手工業の管理に関する法律、製品、品物及びサービスの安全品質管理に関する法律、環境保護法及びカンボジア王国の既存法規則に則り工場及び手工業を操業している。
3. 設立許可に定められた建設要件に従い工場又は手工業を建設し、有効な操業許可を所持している。

#### 第 21 条 工場及び手工業の運営及び操業に関する省令

工場及び手工業の管理に関する法律の順守のため、産業・鉱業・エネルギー省は工場及び手工業の運営及び操業について規定する個別の省令を発行する。工場及び手工業の運営及び操業に関する省令は情報、報告、規定手数料の支払い、操業許可の延長申請に関する規定を定める。

#### 第 22 条 最終規定

産業局長、部門、産業局の下部組織、産業・鉱業・エネルギー省の下部組織、及び全ての産業・鉱業・エネルギー省州・地方支局は、当省令を執行しなければならない。

工場及び手工業の操業規則実施手続きに関する  
省令

## 工場及び手工業の操業規則実施手続きに関する省令

### 第1編 一般規定 基本方針、目的および定義

#### 第1条：基本方針

工場及び手工業の操業規則実施手続きに関する省令（以下「当省令」と表記）は NS/RKM/0606/018 2006年6月23日公布 工場及び手工業の管理に関する法律(以下「法律」と表記) に則り発行される。当省令の基本方針は、以下の通りである。

- 公共、環境及び社会の福利を確保する為、法律を順守する工場及び手工芸工房の発展と操業を促進する
- 工場及び手工業の操業規則の実施における透明性を促進する

#### 第2条：目的

当省令は、以下の事項を規定する。

- 工場及び手工業の組織及び操業に関する規則の実施手続き
- 操業許可の取得と更新のため、工場及び手工業所有者により実行される申請手続き及び義務
- 産業・鉱業・エネルギー省による技術規則の発行に関する規則及び手続き

#### 第3条：定義

工場及び手工業の設立許可(Factory-handicraft establishment permit)：工場及び手工業の設立許可は産業・鉱業・エネルギー省が許可申請を必要とし、かつ許可に定める各規定の要件を満たす新規工場又は手工業の設立に際して発行する、永続的に有効な許可書面である。建設の完了後、工場又は手工業は操業開始前に操業許可を取得するものとする。

工場(Factory)：とは、生産に使用する設備、機械及び道具を収容あるいは収容する予定である製造施設で、資本金額が 50,000 米ドル以上のものを指す。

手工業(Handicraft)：とは、とは、生産に使用する設備、機械及び道具を収容あるいは収容する予定である製造施設で、資本金額が 50,000 米ドル以下のものを指す。

設立許可の取得を求められる手工業(Handicrafts required to obtain establishment permit)：公衆衛生を保護するため、食品又は飲料、化学物質その他危険物質を生産する手工業は、その設立および操業開始前に、産業・鉱業・エネルギー省に対して設立許可申請及び操業許可申請を行わなければならない。

登録申請を求められる手工業(Handicraft required to apply for registration)：法律と省令の規定に定められた全ての手工業のうち、(かかる手続きが) 免除される手工業及び設立許可申請が求められる手工業を除くものは、産業・鉱業・エネルギー省の地方自治体又は州支局に対し、適切な申請手続きをなさなければならない。

(手続きが) 免除される手工業(Exempted handicraft enterprise) : とは、工房内で製品製造のために使用される設備、機械、材料及び道具を保有する、あるいは保有する予定であり、かつその資本金が 3,000 米ドル以下であり、かつ省令により設立認可申請を必要とする手工業の製造品目リストにない製品を製造している手工業を指す。

工場及び手工業所有者(Factory and Handicraft owner)とは、工場及び手工芸工房の使用権を保有し、工場及び手工業を自身の資産としてそこから発生する利益を享受し、産業・鉱業・エネルギー省に認知されている自然人又は法人を指す。

責任者(Manager) : とは、工場及び手工業所有者に指名され、工場及び手工業の操業及び法令順守に責任を負う者を指す。

不履行(Non-compliance) : 法律、省令、技術規則、その他の規定及び規則をひとつ以上順守していない事実を、産業・鉱業・エネルギー省に発見されることを指す。

初回操業許可申請(Application for initial operation license) : 工場及び手工業所有者が操業を開始するにあたり、設立許可を取得した自身の工場又は手工業が、その建物の建築を終え、設立許可の要件として産業・鉱業・エネルギー省が規定する技術規則及び基準に従って操業を開始する準備が完了した事を申告する書面である。登録申請を求められる手工業にとっては、初回登録申請とは、操業許可と同時に提出する書面であり、この登録に際して別途の申請書類は必要ない。

操業許可(Operation license) : とは、手工業がその設立登録を完了していること、又は許可申請を求められる工場及び手工業が、工場及び手工業の設立に関する省令、又は産業・鉱業・エネルギー省が定める技術規則等に従って工場建設を完了しているという書面による認証であり、これにより工場又は手工業は、法的に生産を開始できる。

永久識別(Permanent Identification) : 操業許可を取得した工場及び手工業は同時に、データ及び統計の管理参照のため、永久識別番号を発行される。

技術規則(Technical ordinances) : とは、工場及び手工業の内外における人、資産、環境の安全を確保するための法律、省令及び技術水準の詳細なガイドラインを規定する書面である。

かかる技術規則には、以下のものが含まれる。

1. 管理手続規則
2. 報告準備規則
3. 工場又は手工業の操業に関する技術規則
4. 原材料に関する技術規則
5. 製品に関する技術規則

暫定規則(Transitional ordinances) : とは、産業・鉱業・エネルギー省が発行する、許可なく設立又は操業を行っている工場及び手工業に対して、操業許可の取得を命ずる規則を指す。

**緊急事態(Urgent situation)**:とは、工場及び手工業の操業又は製品が原因となって、人、資産及び／又は環境に、直ちに深刻な影響又は損害が発生する状況を指す。かかる緊急事態には、火災、事故、化学物質の流出、自然災害等が含まれる。

## 第2編 工場及び手工業の操業規則の実行手続き

### 第4条：コンプライアンスの強化

工場及び手工業の操業に関する規定の管理と実施のため、産業・工業・エネルギー省は工場及び手工業の管理に関する法律に則り、以下の手段を実行する。

- 認可取得が必要とされる工場および手工業に対し、設立認可および操業許可を取得するよう求める。
- 登録が必要とされる手工業に対し、産業・鉱業・エネルギー省の当該部署への登録と適切な操業許可の取得を求める。
- 工場及び手工業に対し、基準及び布告または産業・鉱業・エネルギー省省令により定められるその他技術ガイドラインの順守を求める。
- 工場及び手工業に対し、過誤または非順守事項の改善を求める通達を発行する。
- 規則違反または非順守がみとめられる工場及び手工業に対し、罰金を課す。
- 違反行為が発見された場合、工場及び手工業の操業停止、または原材料や最終製造品の差し押さえ措置を行う。
- 工場及び手工業の操業状況及び関係法規則の順守状況を検査する職員を任命する。
- 必要に応じ、裁判所へ告訴を行う。

### 第5条：操業許可の取得

関係法規則を順守している事を証明するため、すべての工場及び手工業は産業・鉱業・エネルギー省が発行する有効な操業許可を所持するものとする。操業許可は3年間有効で、かかる工場及び手工業が、法律、省令に定める技術規則及び同省が定めるその他規則を順守し、都度発生する手数料の支払い及び3ヶ月毎の操業製造報告書提出を産業・鉱業・エネルギー省に対して滞りなく行っている場合には、自動的に更新される。

違反行為又は不履行を発見した場合、産業・鉱業・エネルギー省は操業許可の取消または一時停止を行うことができる。

### 第6条：操業許可の更新

工場又は手工業所有者が、操業許可の失効日より15日前までに、自動更新された新しい操業許可を受け取っていない場合、所有者は産業局長に、操業許可の自動更新を書面にて要求するものとする。かかる要求書には、(工場又は手工業所有者が)上記第5条に定める義務を果たしている旨を要約した報告書を添付するものとする。

## 第7条：通達

通達とは、工場又は手工業所有者、又は責任者に対し、法律、省令に定める技術規則及び同省が定めるその他規則に則り特定の行為を行うよう命ずる書面である。

通達の書式は産業・鉱業・エネルギー省によって定められ、以下の情報を含む。

- 1 日時
- 2 工場及び手工業の名称、住所および永久登録番号
- 3 工場及び手工業所有者または責任者氏名
- 4 法律、省令、技術規則または基準の非順守事項
- 5 改善内容
- 6 改善までの期限
- 7 初回料料
- 8 初回料料支払期限
- 9 料料の金額及びスケジュール
- 10 料料の支払場所に関する情報及び支払手順
- 11 当通達に関する問い合わせ先

## 第8条：改善計画の設定

産業・鉱業・エネルギー省は工場又は手工業所有者、又は責任者に対し、かかる工場及び手工業が公共の福利及び環境の安全に対する高いリスクとなると産業・鉱業・エネルギー省が把握している場合は直ちに改善を、その他実際の状況に合わせた改善計画の策定と実行を命ずる。

## 第9条：改善不履行への罰金

産業・鉱業・エネルギー省は、改善命令に対応を行わなかった工場又は手工業所有者、又は責任者に対し罰金を科する。罰金額は、料料一覧に定められる額の最高額を累算する。

## 第10条：法的責任

工場又は手工業所有者、又は責任者が重大な法令違反を犯した場合、産業・鉱業・エネルギー省は、提訴を行うものとする。

## 第11条：原材料又は製品の差し止め又は差し押さえ

工場又は手工業内の原材料又はその製品が人、資産及び環境を害することが発覚した場合、産業・鉱業・エネルギー省は以下の手段を取る事ができる。

- 1 工場及び手工業所有者又は責任者に対し、原材料の使用停止を命ずる
- 2 工場及び手工業所有者又は責任者に対し、製品を工場及び手工業内に差し止め、

製品の売買及び使用の禁止を命ずる

3 原材料及び製品を安全な場所に保管し、検査または裁判所への提訴を待つ

第 12 条：工場及び手工業の書類差し止め又は差し押さえ

原材料の使用法、製造技術、機械、原材料及び製品の保管に関する資料は、工場及び手工業内外の人及び資産に災害を引き起こすと産業・鉱業・エネルギー省が判断する場合、かかる資料の差し押さえ又は使用を差し止めることができる。

第 13 条：手工業の登録漏れ

設立登録を求められる手工業は、操業開始から 7 日以内に、かかる手工業が所在する地方自治体又は州の産業・鉱業・エネルギー省支局に登録を行うものとする。登録が適切に行われなかった場合、かかる手工業は法律第 43 条の規定に基づき産業・鉱業・エネルギー省に罰金を課される。

第 14 条：工場及び手工業の閉鎖

産業・鉱業・エネルギー省は、設立及び操業に許可が必要な工場又は手工業が、産業・鉱業・エネルギー省の設立許可なく操業を行っている場合、かかる工場又は手工業所有者に改善のための一定期間を与えた後に、その操業を一時停止させる権利を有する。

改善が適切に、かつ定められた期間内に行われた場合、産業・鉱業・エネルギー省は工場又は手工業に対して設立許可を発行する。

改善が行われなかった、又は定められた期間内に行われなかった場合、産業・鉱業・エネルギー省は工場又は手工業を閉鎖する権利を有する。

以下の状況において、産業・鉱業・エネルギー省は、工場又は手工業所有者、又は責任者に対し、操業の全部又は一部を一定期間停止し、改善を行うよう命ずる事ができる。

1. 重大な技術過誤が発見された場合
2. かかる工場又は手工業が、産業・鉱業・エネルギー省が認可した内容に従って操業を行っていない場合
3. かかる工場又は手工業の操業が、工場又は手工業内外の人及び資産に害をもたらす可能性がある場合
4. かかる工場又は手工業所有者又は責任者が、産業・鉱業・エネルギー省の規定を意図的に軽視している場合

改善が適切に、かつ定められた期間内に行われた場合、産業・鉱業・エネルギー省は工場又は手工業に対し、通常生産体制に戻ることを許可する。

改善が行われなかった、又は定められた期間内に行われなかった場合、産業・鉱業・エネルギー省は工場又は手工業を閉鎖する権限を有する。

かかる工場又は手工業の生産停止又は閉鎖は、工場の前又は新聞に告知される。

一時停止命令がなされた場合、かかる工場又は手工業の操業許可は自動的に取り消される。操業を再開する前に、かかる工場又は手工業の所有者は新しい操業許可を申請するものとする。新しい許可は、かかる工場又は手工業の所有者が一時停止命令に定められた改善命令を忠実に実行した場合のみ発行される。

工場又は手工業が閉鎖された場合、かかる工場又は手工業の所有者は、閉鎖日より3年間は、新しい操業許可の申請、又はいかなる工場又は手工業の責任者の任を負うこともできない。

### 第3編 技術規則の発行に関する規定及び手続き

#### 第15条：一般技術規則

法律に則り工場及び手工業の操業と発展を促進する、及び公衆、社会、環境の福利を保護する、また、工場及び手工業の規則実施の透明化向上のため、産業・鉱業・エネルギー省は以下の規定を定める。

- 管理手続規則
- 報告準備規則
- 工場又は手工業の操業に関する技術規則
- 原材料に関する技術規則
- 製品に関する技術規則

#### A 管理手続規則

管理手続規則は、法律、省令その他規則への順守を管理、確定することを目的として定められた運営手続きであり、内容は以下の通りである。

1. 工場及び手工業所有者への通知手続き
2. 科料手続き
3. 検査実行及び検査議事録の作成手続き及び規則
4. サンプル採集方法と基準
5. 工場及び手工業の書類受領及び返却手続き
6. 工場及び手工業の内外の人間又は資産に損害を与える可能性のある製品、原材料又は関係書類の差し止めまたは差し押さえ手続き
7. 通知の発行手続き
8. 裁判所提出書類の準備
9. 工場及び手工業の全部又は一部分の永久又は一時閉鎖に関する手続き
10. 工場及び手工業の操業許可の発行及び更新
11. 省より産業・鉱業・エネルギー局への権限委譲

## B 報告準備規則

報告準備規則は、工場及び手工業の所有者が、たとえその管轄下になくとも従わなくてはならない、産業・鉱業・エネルギー省の管轄部署へ送付する報告書及びデータの書式及び手続きを定める。内容は以下の通りである。

1. データ及び報告書の形式
2. データ及び報告書の正確性に関する工場及び手工業所有者又は責任者の責任
3. データ及び報告書の機密保持
4. データ及び報告書の提出期限
5. データ及び報告書の提出漏れ、偽造または工場及び手工業所有者の事前承認なき情報漏洩に係る科料

## C 工場又は手工業の操業に関する技術規則

工場又は手工業の操業に関する技術規則は、産業・鉱業・エネルギー省により発行され、工場及び手工業は作業の安全確保のため、かかる規則を順守しなくてはならない。内容は以下の通りである。

1. 工場及び手工業の操業とメンテナンス
2. 防火設備
3. 工場及び手工業の内外への汚染防止（光、大気汚染、騒音、振動、臭気、蒸気、熱、煙、放射性廃棄物その他の汚染物質など）
4. 安全標識及び機械ユーザーマニュアル
5. 蒸気ボイラー、蒸気機関及び高圧設備又は容器の使用基準
6. その他産業・鉱業・エネルギー省が必要と認める項目

## D 原材料に関する技術規則

原材料に関する技術規則は、産業・鉱業・エネルギー省により発行され、工場及び手工業は原材料の輸送、保管、利用及び産業廃棄物の廃棄に当たっての安全確保のため、かかる規則を順守しなくてはならない。内容は以下の通りである。

1. 爆発物
2. 可燃性物質
3. 毒物
4. 危険なガス又は化学物質
5. 放射性物質
6. 産業廃棄物
7. その他危険物質
8. 原材料に関する技術規則に違反する工場及び手工業所有者への監視手続

## E 製品に関する技術規則

製品に関する技術規則は産業・鉱業・エネルギー省により発行され、工場及び手工業の所有者に対し、以下の事項を管理する目的がある。

1. 製品品質
2. 製品基準
3. 製品登録
4. 製品名称 等

製品に関する技術規則は、貿易の技術的障壁に関する合意を含む WTO 合意におけるカンボジア側の義務を順守し、WTO 及びその他国際機関が認定する国際衛生・植物検疫基準に従わねばならない。但し、産業・鉱業・エネルギー省が、かかる国際規則又は技術規則がカンボジアの経済及び貿易の発展にふさわしくないと判断した場合を除く。

## 第4編 その他規則

### 第16条：工場及び手工業の責任者

工場及び手工業の責任者は、工場及び手工業の所有者に任命され、かかる工場及び手工業の操業及び法令順守の徹底について責任を負う人物である。かかる任命は、産業・鉱業・エネルギー省に通知されなくてはならない。

### 第17条：工場及び手工業所有者の変更

工場及び手工業の所有者を変更する場合、新しい所有者は、所有者となってから10営業日以内に産業・鉱業・エネルギー省に対し、所有権認定の申請を行わなければならない。産業・鉱業・エネルギー省又は産業・鉱業・エネルギー省の担当部署は、かかる申請を受理してから4営業日以内に回答を行わなくてはならない。

### 第18条：操業許可その他の許可書の掲示

工場及び手工業所有者は、操業許可及びその他許可証を、工場及び手工業内の適切な公の場所に、容易に視認できるよう掲示するものとする。掲示を行わない者は、法律第44条に基づく処罰の対象となる。

### 第19条：工場及び手工業所有者の求めに応じて発行された証明書

産業・鉱業・エネルギー省又は産業・鉱業・エネルギー省の担当部署は、必要な場合に、所有者の請求に応じて工場及び手工業に関連する証明書を発行するものとする。

### 第20条：技師及び技術者

工場及び手工業所有者は、操業に従事する技師及び技術者の選定において、カンボジア人を優先するものとする。技師及び技術者の雇用においては、施行中の関係法令に従うものとする。

#### 第 21 条：工場及び手工業の名称

工場及び手工業はそれぞれ名称を持ち、かかる名称を掲示する際はカンボジア語の字体を他の言語より大きく印刷するものとする。工場及び手工業所有者は、かかる名称を自身の工場及び手工業の前面及び製品に、容易に視認できるよう掲示するものとする。

工場及び手工業所有者が、自身の工場及び手工業の名称変更を希望する場合は、新名称の使用開始日から 10 営業日以上前に、産業・鉱業・エネルギー省又は産業・鉱業・エネルギー省の担当部署に対し、新名称を通知する書面を提出しなくてはならない。

産業・鉱業・エネルギー省又は産業・鉱業・エネルギー省の担当部署より、かかる書面の受領証を受け取った工場及び手工業所有者は、新しい名称を自身の工場及び手工業の前面及び製品に、容易に視認できるよう掲示するものとする。

#### 第 22 条：工場及び手工業の報告書の機密保持

産業・鉱業・エネルギー省又は産業・鉱業・エネルギー省の担当部署は、工場及び手工業の所有者又は責任者より提出された報告書及びデータを、工場及び手工業の所有者の許可なく公表又は公布してはならない。産業・鉱業・エネルギー省は、かかる報告書及びデータを分析目的で使用することができ、分析結果は情報源を秘匿した上で公表することができる。

#### 第 23 条：緊急事態の通知

工場及び手工業内での、または製品を原因とする緊急事態が発生した場合、工場及び手工業の所有者又は責任者は、産業・鉱業・エネルギー省に対したちに口頭で通知を行い、事故の発生から 7 日以内に書面での報告を行うものとする。

### 第 5 編 暫定及び最終規定

#### 第 24 条：暫定規定

操業免許を取得していない工場及び手工業の所有者は、省令に従い、産業・鉱業・エネルギー省又は産業・鉱業・エネルギー省の担当部署が定める期間内に申請書類を作成し、許可申請を行うものとする。

産業・鉱業・エネルギー省又は産業・鉱業・エネルギー省の担当部署は、その段階及び地域毎により暫定規定を発行することができる。

暫定規定には、以下の事項が定められる。

1. 目的
2. 通知の対象となる工場及び手工業の種類及び場所
3. 操業許可の申請期限
4. 手数料
5. 工場及び手工業所有者が作成しなくてはならない書式及び書類
6. その他管理・技術規定
7. 問い合わせ先

#### 第 25 条：最終規定

産業局及びその関連団体、協会、産業局の下部組織、産業・鉱業・エネルギー省の下部組織、産業・鉱業・エネルギー省の地方自治体及び州支局、及び全ての工場及び手工業は、当省令が署名された日より、かかる省令を実行するものとする。

以上

## 工場及び手工業の報告要件に関する命令

## 工場及び手工業の報告要件に関する命令

### 第1条：目的

工場及び手工業の操業において、工場及び手工業の操業規則の適用に関する省令を順守するために、全ての工場及び手工業所有者は産業・鉱業・エネルギー省に対し、定期的かつ継続してデータ及び報告書を提出しなければならない。

データ及び報告書を提出させる目的は、以下の通り。

- 工場及び手工業の活動、製品、生産価値、市場、労働など、工場及び手工業の操業に関するデータを蓄積、統合する。
- 政策及び発展戦略の作成のための分析に役立て、産業及び手工業セクターを促進する

### 第2条：データ及び報告書形式

全ての工場及び手工業所有者は当命令書に添付の書式に従い、データ及び報告書を提出しなければならない。完成した正確なデータ及び報告書表は、以下の手段又は窓口を通じて、産業・鉱業・エネルギー省に提出されなくてはならない。

- 工場及び手工業が所在する地方自治体又は州の産業・鉱業・エネルギー省支局
- 産業局事務局
- オンライン又はEメール

### 第3条：データ及び報告書の提出期限

- a. 投資プロジェクトである大規模工場は、産業・鉱業・エネルギー省に対し、月次報告書を翌月第1週内に提出すること。
- b. 中小規模の工場及び手工業は、半期分のデータ及び報告書を、翌期第1週内に提出すること。
  - 上半期報告書は1月、2月、3月、5月、5月、6月分
  - 下半期報告書は7月、8月、9月、10月、11月、12月分

### 第4条：データ及び報告書の正確性における工場及び手工業所有者または責任者の責任

工場及び手工業所有者または責任者は、産業・鉱業・エネルギー省の管轄部署に提出されたデータ及び報告書の正確性を確認するため、報告書に署名を行わなければならない。

### 第5条：データ及び報告書の機密保持

工場及び手工業所有者または責任者から産業・鉱業・エネルギー省に提出された工場及び手工業のデータ及び報告書は、工場及び手工業所有者の合意なく公表又は流布されてはならない。産業・鉱業・エネルギー省は、提出された報告書及びデータを分析目的で使用することができ、分析結果は、情報源を特定しない形で公表することができる。

#### 第6条：科料および刑罰

工場及び手工業の管理に関する法律の第19条及び第21条への違反、又は当命令に反する行為に対しては、以下の科料及び刑罰を科せられる。

- 報告書を提出しなかった、あるいは不正確な報告書を提出した者は、10,000,000 リエルから 50,000,000 リエルの罰金及び罰則法に規定された刑罰を科せられる。
- 工場及び手工業所有者の合意なくデータ及び報告書を漏洩又は公表した担当官は、公務員の一般地位に関する法律に基づく行政処分又は 2,000,000 リエルから 10,000,000 リエルの罰金及び6ヶ月から1年の懲役、またはいずれかの刑罰を科せられる。

#### 第7条：最終規定

産業局及びその関連団体、協会、産業局の下部組織、産業・鉱業・エネルギー省の下部組織、産業・鉱業・エネルギー省の地方自治体及び州支局、及び全ての工場及び手工業は、当省令が署名された日より、かかる命令を実行するものとする。

(添付：報告フォーム見本)

工場及び手工業の設立及び操業に関する手数料

及び

工場及び手工業の管理に関する法令違反への科料に関する

省庁間省令

## 工場及び手工業の設立及び操業に関する手数料及び工場及び手工業の管理に関する法令違反への科料に関する省庁間省令

副首相、経済財務相、産業・鉱業・エネルギー相

### 第1条

工場および手工業の設立にかかる省令規定に基づく手工業の登録、工場及び手工業の操業許可および許可業務について、規定の手数料を課する。

### 第2条

工場および手工業の設立にかかる省令規定に基づく手工業の登録、工場及び手工業の操業許可および許可業務にかかる手数料を、以下の通り定める。

	申請内容	工場及び手工業の資本金額	手数料額	有効期限
1	手工業の登録	50,000 米ドル以下	50,000 リエル	永久
2	省令に基づく工場及び手工業の設立	50,000 米ドル以下	50,000 リエル	永久
		50,001 ～ 250,000 米ドル	100,000 リエル	
		250,001 米ドル ～ 500,000 米ドル	200,000 リエル	
		500,001 米ドル以上	400,000 リエル	
3	操業許可	50,000 米ドル以下	25,000 リエル	3年間
		50,001 ～ 250,000 米ドル	50,000 リエル	
		250,001 米ドル ～ 500,000 米ドル	100,000 リエル	
		500,001 米ドル以上	200,000 リエル	
4	増産、移転、所有者の変更、	50,000 米ドル	25,000 リエル	申請内容による

工場及び手工業の名称変更にかかる申請	以下	
	50,001 ～ 250,000 米ドル	50,000 リエル
	250,001 米ドル ～ 500,000 米ドル	100,000 リエル
	500,001 米ドル 以上	200,000 リエル

第3条 工場及び手工業の管理に関する法律第6条に基づき、産業・鉱業・エネルギー省の管轄となる料金を以下に定める。

違反内容	料料
登録が必要となる手工業の設立にあたり、その操業開始日より7日間以内に、書面による管轄の地方当局及び産業・鉱業・エネルギー省関係部署への届出を怠った場合(第43条)	500,000 リエル～2,500,000 リエル
産業・鉱業・エネルギー省省令により事前承認が必要とされている種類の手工業の無承認設立(第43条)	1,000,000 リエル～5,000,000 リエル
産業・鉱業・エネルギー省の承認なき工場の拡張、支店の設立、移転(第44条)	2,000,000 リエル～10,000,000 リエル
工場所有者が変更され、新所有者がその所有者としての権限を受領してから10日間以内に産業・鉱業・エネルギー省へ所有者変更の届出を怠った場合(第44条)	
工場所有者が死亡又は法的無能力者と宣告された場合、管理責任者が新工場所有者として、前所有者の死亡または無能力者宣告日より45日間以内に産業・鉱業・エネルギー省へ所有者変更の届出を怠った場合(第44条)	
工場の操業終了にあたり、工場所有者が操業終了日1ヶ月前までに産業・鉱業・エネルギー省への書面による届出を怠った場合(第44条)	
工場所有者が、工場設立にかかる省令および関係認可証の工場内への掲示を怠った場合	

(第 44 条)	2,000,000 リエル～10,000,000 リエル
工場に名称が存在しない場合、その名称を工場前面の目立つ場所に掲示せず、または他の言語よりカンボジア語の名称表記が小さかった場合 (第 44 条)	
産業・鉱業・エネルギー省の承認なく工場の名称を変更した場合	
工場内の事件又は事故を原因として工場の操業が 7 日間以上完全停止した場合、工場所有者が事故発生日より 10 日間以内に産業・鉱業・エネルギー省への報告書提出を怠った場合	
工場が以下を含む防火設備及び防火手段を装備していない場合。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 警報装置及び消火装置</li> <li>● 適切な場所への火災警報装置設置</li> <li>● 各階 2 箇所以上の非常口</li> <li>● 消防車の緊急進入路</li> <li>● その他自社での防火・消火設備</li> <li>● 緊急時の速やかな避難計画</li> </ul> (第 46 条)	
事故の原因となりうる機関もしくは機関の一部へ被いまたは遮蔽物を設けていない場合 (第 46 条)	
危険な場所を知らせる又は立ち入りを制限する警告標識の不設置 (第 46 条)	
技術設備及び安全が確保されていない環境での爆発物、可燃性物質、毒物、危険な化学物質又はガスの使用 (第 46 条)	
産業・鉱業・エネルギー省の承認なき蒸気ボイラー、蒸気機関、高圧を使用する道具及び容器の使用 (第 46 条)	

#### 第 4 条

上記第 2 条および第 3 条に定める手数料及び料収入の管理は、国家一般予算管理手続きに従わねばならない。産業・鉱業・エネルギー省および特別市・州の管轄部署はかかる

収入を国庫に納め、月次収入報告書を作成、経済財務省非年次収入担当局に毎月送付しなくてはならない。

#### 第5条

上記第2条および第3条に定める手数料及び料金の支払いは、徴税局を通じて行われるものとする。

#### 第6条

徴税局への手数料支払いについては、政府通達の受領を受けて省間省令により取り決めるものとする。

#### 第7条

手数料及び料金一覧は徴税局において公示される。

#### 第8条

かかる省間省令に反するいかなる規則も、無効である。

#### 第9条

産業・鉱業・エネルギー省の管轄下にあるすべての組織及び経済財務省の管轄下にある全ての関連部署は、各自の任務に関する省間省令の実行に責任を負う。

#### 第10条

当省間省令は、以下の署名により発効する。

副首相

経済財務省大臣

キエット・チョン

産業・鉱業・エネルギー省大臣

スイ・セム